

丸亀市訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する訪問型サービスのうち訪問介護相当のサービスの事業（以下「訪問介護相当サービス事業」という。）の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 訪問介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する訪問型サービスのうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）第5条による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護相当のものとしてこの要綱により定められるサービスをいう。

(2) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定拒否)

第3条 法第115条の45の5第1項に規定する指定事業者の指定については、この要綱に規定した基準を満たした事業所であっても、当該事業所を指定することにより、丸亀市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、当該事業所を指定しないことができる。

(訪問介護相当サービス事業の一般原則)

第4条 訪問介護相当サービス事業を行う者（以下「事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った訪問介護相当サービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、訪問介護相当サービス事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の介護予防サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

(基本方針)

第5条 訪問介護相当サービス事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、多様なサービスの利用を促進し、身体介護又は生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第6条 事業者が当該訪問介護相当サービス事業を行う事業所ごとに置くべき訪問介護員等（訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 事業者は、事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防訪問介護事業者（整備法第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスの事業と指定介護訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業又は訪問型サービスと指定介護予防訪問介護（旧指定介護予防サービス等基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該事業所における訪問型サービス及び指定訪問介護の利用者又は訪問型サービス及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者として置かなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、事業者が、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

4 サービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者で、専ら訪問型サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、サービス提供責任者は、利用

者に対する訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

- 5 事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスの事業と指定訪問介護又は訪問型サービスと指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅介護サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第7条 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備）

第8条 事業者は、訪問介護相当サービス事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、訪問介護相当サービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

- 2 事業者が指定介護予防訪問介護事業者又は指定訪問介護事業者の指定を受け、かつ、訪問介護相当サービス事業と指定介護予防訪問介護事業又は指定訪問介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は旧指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（個別計画の作成）

第9条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービス個別計画を作成するものとする。

（内容及び手続の説明及び同意）

第10条 事業者は、訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第15条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第11条 事業者は、正当な理由なく訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(衛生管理等)

第12条 事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 事業者は、事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第13条 訪問介護相当サービス事業の従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、訪問介護相当サービス事業の従事者及び従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントの管理を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しなければならない。

(運営規程)

第15条 事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 訪問介護相当サービス事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 訪問介護相当サービス事業の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 訪問介護相当サービス事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方針
- (7) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(訪問介護相当サービス事業の廃止又は休止の場合の便宜の提供)

第 16 条 事業者は、訪問介護相当サービス事業の廃止又は休止を届け出たときは、当該届出の日の前 1 月以内に当該訪問型サービスを受けていた者で、当該訪問介護相当サービス事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問型サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要な訪問型サービス等が継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントの管理を行う地域包括支援センター、他の訪問介護相当サービスの事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、訪問介護相当サービスの基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。